

## 施設使用料の見直し方針及びスポーツ施設の半額措置の取り扱い

### 1 現行方針の算出方法

現行料金 × 改定率（※） = 改定使用料

※改定率 = (原価×性質別負担割合) ÷ 収入予定額 (現行使用料を基にした総収入)

#### 【原価】※決算数値を活用

人件費	施設の維持管理、貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当額繰入を含む）
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設にかかる電気、ガス、水道料金</li> <li>・ 清掃や管理、安全点検などにかかる委託経費</li> <li>・ 消耗品、備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）やクリーニング代などの維持管理経費</li> <li>・ 施設管理、受付業務等にかかる印刷経費、消耗品購入費など</li> <li>・ 施設の修繕のための工事費（固定資産台帳に資産計上されたものを除く）</li> </ul>
減価償却費	建物の減価償却費

#### 【施設の性質別負担割合】

<基本的な考え方>

- (1) 区民が日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストについては、全額公費（税）で負担する。
- (2) 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

施設の分類	施設名（例）	経費の負担率	
		利用者	公費
A 福祉施設	障害者福祉会館（目的内利用）	—	100%
B 集会室	区民活動センター 高齢者会館 目的外利用	50%	50%
C ホール	もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場	70%	30%
D スポーツ施設	体育館（総合体育館、産業振興センター） 野球場・庭球場（上高田、哲学堂） 弓道場（哲学堂） 区立学校（体育館） 二中、中野中温水プール	70%	30%
E 宿泊施設	少年自然の家	100%	—

## 【激変緩和措置】

引き上げ率の上限は、現行使用料の1.5倍とする。ただし、施設使用料の算定にあたっては、100円単位で定める施設使用料を除き、100円未満を四捨五入することから、現行100円の区分料金は1.5倍でも200円にならず、恒久的に100円のまま据え置かれるため、引き上げ率の上限を2倍とする。

## 2 見直し方針

受益者負担の適正化、民間施設との代替性や他区類似施設との比較、使用料算定・徴収事務の効率化、利用者に分かりやすい使用料とする観点に基づき、現行方針を見直すこととする。

### (1) 減価償却費の減額

各施設は区民の誰もが利用することができる区民全体の財産であり、建設や改修に国や都の補助を活用している施設もあることから、原価に算入する減価償却費のうち半額を控除するものとする。

### (2) 性質別負担割合の変更

特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の余地がほぼ無いもの、また、他区施設より使用料が高めに設定されている施設について、現行70%の利用者負担率を50%に変更する。

(参考) スポーツ施設の利用者負担割合

利用者負担割合		施設名(例)
現行	見直し後	
70%	50%	体育館、野球場、弓道場、学校開放(体育館)、プール団体利用、庭球場など
70%	70%	プール個人利用、トレーニングルーム、ランニングコース

### (3) 即時改定の廃止

改定年度以外においても、算定の結果、使用料が現行使用料よりも1割以上下がる場合には改定を実施することとしていたが、この考え方を廃止する。

### (4) 見直し改定期間の変更

現行方針では、3年毎に見直し改定を実施しているが、4年毎に変更する。

### (5) 100円単位の施設使用料の取り扱い

100円単位で定める施設使用料は、改定後の使用料を100円単位で統一する。

### (6) スポーツ施設における料金区分

温水プール及びトレーニングルームについては、実施施設によって料金区分(1時間以内・2時間以内)が混在していることから、1時間以内の区分のみに統一する。

#### (7) 入場料を徴収する場合の利用料金の設定

文化施設（中野区もみじ山文化センター、中野区野方区民ホール、なかの芸能小劇場）及び中野区立総合体育館について、入場料を1,001円以上徴収する場合の施設使用料は、入場料を徴収しない（入場料が1,000円以下）場合の施設使用料に1.5倍を掛けて算定することとする。

### 3 スポーツ施設の半額措置の取り扱い

令和6年度改定は、現行使用料を基に算定を行う。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした現行の半額措置については令和6年6月末で終了するが、新たな軽減策として、スポーツ施設使用料の50%減額を実施することとする。

#### (1) 新たな軽減策実施の背景

- 半額措置前の平成29年度と半額措置後の令和元年度を比較すると、スポーツ施設の利用率は増加しており、半額措置を実施した効果が見られた。
- 令和4年度に実施した健康福祉に関する意識調査では、自身が健康であると感じている区民の割合が低下しており、健康保持や体力向上の必要性が一層高まっている。
- 区民の運動・スポーツ習慣の確立と健康づくりの更なる推進に向けた取組の一環として、身近な場所で運動・スポーツの機会や環境を整えるため、スポーツ施設の使用料軽減を実施する必要がある。

#### (2) 実施期間

令和6年7月1日から当面の間実施する。

なお、この軽減策は、次回の使用料見直しの時期に併せて改めて検討していく。